

○農林水産省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第二十二条の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣 森山 裕

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四十条第一項各号を次のように改める。

- 一 いちご、かき、きく、きゅうり、たまねぎ、なす及びねぎのアザミウマ類
 - 二 いちご、かんきつ、きく、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、大豆、トマト、なし、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしよ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスのアブラムシ類
 - 三 いねのイネミズゾウムシ
 - 四 オオタバコガ
 - 五 かきのカイガラムシ類
 - 六 かきのカキノヘタムシガ
 - 七 果樹カメムシ類
 - 八 さとうきびのカンシヤコバナナガカメムシ
 - 九 大豆の吸実性カメムシ類
 - 十 コナガ
 - 十一 きゅうり及びトマトのコナジラミ類
 - 十二 いねのコブノメイガ
 - 十三 シロイチモジヨトウ
 - 十四 なし、もも及びりんごのシンクイムシ類
 - 十五 いねのセジロウンカ
 - 十六 茶のチャノホソガ
 - 十七 いねのツマグロヨコバイ
 - 十八 いねのトビイロウンカ
 - 十九 いねのニカメイガ
 - 二十 ハスモンヨトウ
 - 二十一 いちご、おうとう、かんきつ、茶、なし、なす、もも及びりんごのハダニ類
 - 二十二 かき、茶、なし及びりんごのハマキムシ類
 - 二十三 斑点カメムシ類
 - 二十四 いねのヒメトビウンカ
 - 二十五 いねのフタオビコヤガ
 - 二十六 さとうきびのメイチュウ類
 - 二十七 ヨトウガ
- 第四十条第二項各号を次のように改める。
- 一 むぎの赤かび病菌
 - 二 いねの稲こじ病菌
 - 三 いねのいもち病菌

- 四 いちごのうどんこ病菌
 - 五 きゅうりのうどんこ病菌
 - 六 なすのうどんこ病菌
 - 七 ピーマンのうどんこ病菌
 - 八 むぎのうどんこ病菌
 - 九 トマト及びばれいしよの疫病菌
 - 十 ぶどうの晩腐病菌
 - 十一 かんきつのかいよう病菌
 - 十二 キウイフルーツのかいよう病菌
 - 十三 きゅうりの褐斑病菌
 - 十四 てん菜の褐斑病菌
 - 十五 キャベツ及びレタスの菌核病菌
 - 十六 キャベツの黒腐病菌
 - 十七 なしの黒星病菌
 - 十八 りんごの黒星病菌
 - 十九 かんきつの黒点病菌
 - 二十 なしの黒斑病菌
 - 二十一 ねぎの黒斑病菌
 - 二十二 ねぎのさび病菌
 - 二十三 いねの縞葉枯病ウイルス
 - 二十四 たまねぎの白色疫病菌
 - 二十五 きくの白さび病菌
 - 二十六 てん菜の西部萎黄病ウイルス
 - 二十七 もものせん孔細菌病菌
 - 二十八 かんきつのそうか病菌
 - 二十九 いちごの炭疽病菌
 - 三十 かきの炭疽病菌
 - 三十一 茶の炭疽病菌
 - 三十二 いちご、きゅうり、トマト、なす、ぶどう及びレタスの灰色かび病菌
 - 三十三 おうとうの灰星病菌
 - 三十四 いねのばか苗病菌
 - 三十五 トマトの葉かび病菌
 - 三十六 りんごの斑点落葉病菌
 - 三十七 きゅうりのべと病菌
 - 三十八 たまねぎ及びねぎのべと病菌
 - 三十九 ぶどうのべと病菌
 - 四十 いねのもみ枯細菌病菌
 - 四十一 いねの紋枯病菌
- 附 則
この省令は、公布の日から施行する。